



平成 26 年 3 月 11 日

各位

会社名 株式会社トクヤマ
代表者名 代表取締役 社長執行役員 幸後 和壽
(コード番号 4043 東証第 1 部)
問合せ先 執行役員 広報・IRグループリーダー 中原 毅
(TEL 03-6205-4832)

劣後特約付ローンによる資金調達のお知らせ

当社は、平成 26 年 3 月 20 日付での、劣後特約付ローン（以下「本劣後ローン」という）による資金調達の実行を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本劣後ローンの目的・意義

当社グループは、大正 7 年（1918 年）に山口県・徳山の地において「ソーダ灰」の製造を開始して以来、現在までに無機、有機化学品から樹脂、セメント・建材、電子材料、メディカル分野まで幅広い事業を展開するに至っております。

平成 20 年に「挑戦と変革」をキーワードに、「戦略的成長事業の強化」と「国際競争力の強化」を柱とする基本戦略を策定し、徳山製造所の競争力強化やマレーシアでの多結晶シリコンプラントの建設などの成長戦略を推進してまいりました。しかしながら、太陽電池関連部材の供給過剰及び半導体関連部材の在庫調整等、急速な事業環境の悪化に伴う多結晶シリコン事業の収益低下等により、平成 24 年度は大幅な減益となり、当社グループの自己資本を毀損する結果となりました。

当社グループは、多結晶シリコンのように市況変動の大きな製品もあるため、一定の自己資本比率を維持していくことが財務の健全性に寄与するものと考えております。このような点も踏まえ、資本の充実を図ることにより早期に財務体質を改善する必要があると判断し、本劣後ローンの導入を決断いたしました。本劣後ローンは、格付機関から一定の資本性が認められる見通しから、株式の希薄化なしに、毀損した自己資本を回復させる実質的な資本増強につながります。併せて、成長戦略推進に真摯に取り組み、企業価値向上を目指してまいります。

なお、本劣後ローンによる調達資金は、主として既存有利子負債の返済に充当することを予定しております。

2. 本劣後ローンの特徴

本劣後ローンは、資本と負債の中間的性質を持つハイブリッドファイナンスの一形態であり、負債でありながら、利息の強制繰延、超長期の返済期限等、資本に類似した性質及び特徴を有しております。このため格付機関（株式会社格付投資情報センター）により、格付の目的上、資金調達額の 70% に対して資本性の認定を受けられる見通しであります。

3. 本劣後ローンの概要

- (1) 資金調達総額 600 億円
- (2) 契約締結日 平成 26 年 3 月 11 日
- (3) 実行日 平成 26 年 3 月 20 日
- (4) 最終弁済期限 平成 36 年 3 月 20 日

ただし、当社は平成 31 年 3 月 20 日以降の各利息支払日において、元本の全部または一部を期限前に弁済することができます。また、(i) 本劣後ローンの利息について実行日以降に当社にとって著しく不利益な税務上の取扱いがなされ当社の合理的な努力によってもこれを回避できない場合、又は(ii) 格付機関より本劣後ローンについて実行時点の資本性よりも低いものとして取り扱う旨の決定が公表若しくは通知された場合、又は(iii) 全貸付人及びエージェントと合意した場合、当社はその選択により、本劣後ローンの元本の全部又は一部を期限前弁済することができます。

(5) リプレースメント条項

当社は、本劣後ローンの期限前弁済にあたっては、期限前弁済日以前の 12 ヶ月以内に、本劣後ローンと同等以上の資本性を有するものと格付機関から承認を得た資金を調達することを意図しております。

(6) 適用利率

平成 26 年 3 月 20 日から平成 31 年 3 月 20 日までは、6 ヶ月円 LIBOR をベースとした変動金利、翌日以降は 1.00% ステップアップした変動金利

(7) 利息支払日

平成 26 年 9 月 20 日を第一回の利息支払日とし、その後毎年 3 月 20 日及び 9 月 20 日

(8) 利息に関する制限

① 利息の強制停止

本劣後ローンの利息の支払いは、以下に定める事由の発生により全部または一部が繰り延べられます。

- i) 当社の決算期に係る連結財務諸表において、直近 2 事業年度連続で、EBITDA マージン（営業利益と減価償却費の合計額の売上高に対する割合）が 8% 未満である場合、当該利払日における利息の支払いの全部が繰り延べられます。
- ii) 当社の決算期または第 2 四半期に係る連結財務諸表において、総資本に対する純負債の割合が 70% を超えた場合、当該利払日における利息の支払いの全部が繰り延べられます。
- iii) 上記の他、会社法に定められる分配可能額の金額や、優先株がある場合、その配当状況によって、利息の支払いの全部または一部を繰り延べる規定がございます。

②利息の任意停止

当社は、その裁量により本劣後ローンに係る利息の支払い全部または一部を繰り延べることができます。

(9) 劣後条項

①当社に対して清算手続きの開始、破産手続きの開始の決定、更生手続き開始の決定又は再生手続き開始の決定等がなされた場合、本劣後ローンの貸付人は、本劣後ローン並びに同順位劣後債務等を除く一切の債務が全額支払われた後に、契約に従って弁済・償還を受けることができます。

②本契約の各条項は、いかなる意味においても劣後債権の債権者以外の債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更することは認められておりません。

(10) 格付機関による本劣後ローンの資本性評価

資本性「クラス4」・70% (株式会社格付投資情報センター)

(11) 本劣後ローンへの参画投資家 (貸付人)

株式会社三菱東京UFJ銀行

株式会社みずほ銀行

株式会社山口銀行

他4行

以上